

令和元年7月16日

報道各位

理事長コメント

コメの先物取引の試験上場については、平成23年8月8日から取引を開始し、まもなく8年を迎えます。この8年間、トラブルもなく、円滑な取引が行われてきたのは、関係者の皆様のご指導、ご協力の賜であり、まずもって厚く御礼申し上げます。

2年前には、生産者の取引参加がなお不足しているとのこと懸念や平成30年産米以降の国による生産数量目標の配分がなくなったことの影響を見定める必要があるとのこと指摘が示されておりましたことから、本所としても、商品設計の見直しや産地への積極的な啓蒙活動の展開等、市場環境の改善に努めて参りましたが、これまでの取引において、市場に参加する生産者の数は着実に増加しており、また、先物市場の影響による米価の極端な乱高下は引き続き確認されておられません。

むしろ、コメ先物市場において形成される価格は、農業関係者の皆様の経営指標としても、その必要性が評価されており、実際にご活用されている農業関係者の皆様からは、本上場を強く望む声が寄せられているところです。

生産者の方々のコメ先物市場をご活用いただいている具体的な一例といたしましては、一年先の新米価格を先物売りしてから作付けをすることで、稲作経営の安定策を講じている方や先物市場を販売チャネルの一つと位置付けている方もおられ、また、集荷業者の皆様からは、先物価格を基準として現物契約を締結するなどの市場活用の手法も伺っております。

このように、コメ先物市場は、経営感覚の優れた意欲のある『担い手生産者』がマーケットを見ながら自らの経営判断で生産を行う基盤の一部を選択肢の一つとしてご提供する等、『農業改革の動き』の方向性に沿ったものであり、ひいては国内農業の活力に寄与するものと確信しているところです。

一方で、取引量が減少した旨のご心配もおかけしております。しかしながら、減少したこと自体は喜ばしいことではございませんが、相場環境等による影響を受けて変動する性

質のものであることを踏まえますと、価格形成に悪影響を与える程の異常な水準に落ち込んでいるわけではなく、例えば、本上場している他の上場商品を含め、国内農産物先物取引のなかで最も高い水準を示すなど、安定的にご利用いただいているところでございます。

また、米穀の輸出を視野に入れる等、将来に目を向けますと、海外に先んじてジャポニカ米の価格発信機能を強化することをはじめ、コメ先物市場が国民経済に資する市場としてお役に立つためには、さらに取引を活性化することで市場機能の充実を図ることが求められるところです。

そのためには、潜在的なニーズを有する幅広い新たな市場参加者の掘り起こしを急ぐ必要があるものと認識しておりますが、特に市場流動性を提供することが期待される農業関係者はもとより、国内外の大手当業者や金融商品取引業者におかれましては、市場参加の要件として、本上場への移行が必要不可欠であるとされている旨を伺っております。

以上の点を踏まえ、本日、臨時会員総会の決議を経て、コメの先物取引を本上場に移行する旨の定款変更の認可申請を農林水産大臣に提出したところです。

なお、認可申請が認められた場合にあっては、本所として責任をもって市場振興及び適正な市場管理に努めることはもとより、市場参加者の利便性を最大限に高めることで、先物取引の市場機能を十分に発揮させ、より安心できる市場の実現に努力して参る所存です。

令和元年7月16日

大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

定款変更理由書

令和元年7月16日

大阪堂島商品取引所

平成23年8月8日に、米穀の当業者に対する価格変動のリスクヘッジや在庫調整の場の提供及び取引の指標となる客観的な価格の形成を目指し、米穀の先物取引を試験上場により開始した。まもなく8年の試験上場期限を迎える。

前回の試験上場期限を迎えた際には、平成29年7月11日付けで本上場に移行する旨の本所定款変更に係る認可申請を行っていたが、農林水産省と与党との調整状況において、生産者の取引参加動向等市場の状況をさらに見極める必要があることに加え、平成30年産米の生産及び流通の動向を見定める必要があるとされた一方で、試験上場の継続については理解が得られたため、市場の継続を重視して当該申請を取り下げ、試験上場を継続する旨の認可申請を同年8月4日付けで行い、同年8月7日付けで認可されたところである。

当該認可以降は、課題とされた生産者の取引参加動向等の市場状況の改善に向けての取組を推進した結果、生産者の市場参加数は倍増しているところであり、また、これまでと同様に、先物市場で形成された価格は、現物価格との著しい乖離や極端な乱高下は認められず、むしろ需給の実態、市場の予想を的確に反映したものとして、米穀の円滑、公正な取引のために有益な情報を提供しており、生産者団体をはじめとする農業関係者や米穀に関連する流通業者から、本上場を強く望む声が多数寄せられている。

また、取引量はそれまでの水準を下回る状況にあるものの、元来相場環境等により変動するものとして、価格形成に悪影響を付与する程度のもとは言い難く、実際、他の本上場している上場商品を含め、国内農産物先物市場のなかで最も高い水準を示す等、引き続き、先物取引を公正かつ円滑にするための十分な取引量は確保しているところである。

加えて、先物市場は、生産者がマーケットを見ながら自らの経営判断で生産を行う基盤の一部を提供するものとして、コメ政策の方向性に沿ったものであることは論を俟たないところであるが、より取引を活性化することで市場機能の充実をはかり、国民経済に資する市場として海外に先んじて価格発信機能を強化するためには、潜在的なニーズを有する

幅広い新たな市場参加者の出現が切望されている。このうち、特に市場流動性を供給することが期待されるJAをはじめとする農業関係者はもとより、国内外の大手当業者や金融商品取引業者等にあっては、その市場参加の要件として、本上場への移行が不可欠であるとしている。

これらのことから、本所の定款について、米穀の本上場移行（農産物市場の範囲変更期間の廃止）のための所要の変更を行うものであるが、今後とも先物取引の働きや機能を十分に発揮させるよう最大限の努力を行い、市場の状況について随時点検するとともに、先物取引に関する啓蒙活動を積極的に推進していく所存である。

1. 米穀の上場期間の削除

農産物市場における米穀の上場期間に関する条項を削る。（第3条第4項）

2. 令和元年7月16日開催の臨時総会で決議されたこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。（附則）

以上

定款一部変更（対照表）

大阪堂島商品取引所

——線は変更箇所

変 更	現 行
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第1条、第2条 (省 略)</p> <p>(商品市場・上場商品等)</p> <p>第3条 1～3 (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 る)</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p>附 則 (令和元年7月16日) 令和元年7月16日開催の臨時総会において決議されたこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(令和元年 月 日)から施行する。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第1条、第2条 (省 略)</p> <p>(商品市場・上場商品等)</p> <p>第3条 1～3 (省 略)</p> <p><u>4 農産物市場における米穀の上場期間は、取引を開始した日から8年を経過した日までとする。ただし、8年経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>